

招集期日 平成22年6月9日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 6月9日(水曜日)午前 9時30分

閉 会 6月9日(水曜日)午後 2時20分

出席委員 委員長 金澤秀信 副委員長 山本秀和
委員 石田芳夫 委員 横田淳一
委員 近藤常雄 委員 金子俊雄

欠席委員 委員 友山信夫

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長
区画整理部長 水道部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 鹿山 明美

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、友山委員であります。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、一般議案8件、補正予算2件の計10件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第57号から議案第64号までの一般議案の審査、議案第67号及び議案第68号の補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

次に、所管事務調査について、既にご通知のとおり、付託議案

の審査終了後、午後1時より（仮称）4号公園地下調整池設置工事現場視察を行いますので、よろしくお願いいたします。当然委員会の審議が延びて午後1時以降になるようであれば、日程のほうもそれぞれおくらせていただきたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第57号 市道路線の廃止について

議案第58号 市道路線の認定について

委員長 初めに、議案第57号 市道路線の廃止について、議案第58号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第57号 市道路線の廃止及び議案第58号 市道

路線の認定につきましては関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げます。議案第57号で廃止する市道A376号線及び市道A389号線につきましては、どちらの路線も道路認定上は行きどまり道路であります。この2路線の間にありました私道の寄附を受け入れたことに伴いまして、2路線を1度廃止し、議案第58号で路線をつなげて市道A376号線として再度認定するものであります。

路線の起点、終点等詳細につきましては、資料をご参照いただきたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員　今回認定するほうの第58号の関係で結構なのですが、幅員が2.8から4.24になっているのですが、2.8というのはこの部分を指して2.8メートルなのでしょうか。

道路管理課長　この案内図を見ていただきたいのですが、案内図の市道幹2号線、北側のところにつながっているというか、起点の部分がございませぬ。起点部分。そこのところがまだ非常に狭くて、2.8しかないという状況でございます。

石田委員　もうちょっと親切に、どの辺まで来ているのですか。この直角に曲がるころまで来ているのですか、2.8メートルという幅は。

委員長　　公図のほうで再度。

道路管理課長 済みません。では、公図のほうを見ていただきたいと思うのですが、公図で見ますと、その起点の右側のほうに1034の2という地番がございます。そこの地番のところの全面というのでしょうか、そこの部分は両側とも後退しておりませんので、ここの部分でございます。それから、ちょっと私今スケール持っていないので、あれなのですが、多分これでいくと15メートルぐらいですか、そのぐらいまでは今度片側だけ後退していますので、もうちょっと広がって、それより先というのは両側広がっていますので、4メートルあるのかと思います。そのような状況です。

山本委員 総括質疑で概略出ているのですけれども、これ認定後の道路整備の関係、関連でお伺いをしたいのですが、これは今度新たに市道として編入される部分の舗装工事及びまた雨水の処理の工事等々入ってくるかというふうに思うのですけれども、工事の概要と経費、その部分についてお示しをいただければというふうに思うのですが、当然まだ詳細な見積もりされていないと思うので、腹づもりというか、そういう部分で結構です。

道路管理課長 そのことに関しましては、道路整備課長のほうから答えていただきますので、よろしく申し上げます。

道路整備課長 工事の概要なのですけれども、総括質疑で部長のほうからも話がありましたように、平成23年の実施計画に工事費を計上しまして、計画的に進めていきたいなと思っているのですけれども、それで工事の内容なのですけれども、雨水処理を考えて道路の両側にU字溝を設置しまして、それで処理を考えております。それ

で、延長なのですけれども、約150メートルほどあるのですけれども、まだ実際に詳細設計はしていませんが、あくまでも概算額なのですけれども、約1,700万円程度を予定しております。

以上です。

山本委員 その点は了解をいたしました。

この新たに編入される区間のところにコの字に私道が1本入っていると思うのですけれども、雨水の関係でお伺いをしますが、その部分の取り扱いについては両側に入れられるということですが、その部分の整備方については今後住民要望等あれば対応するというところで理解してよろしいのでしょうか。

道路管理課長 ちょっと質疑を確認をしたいのですけれども、コの字の私道がございます。そこの私道がこの本線のほうのいわゆる公道が今度U字溝等で整備されたときに、その私道のほうもあわせて整備をしていかれるかというようなご質疑でしょうか。

山本委員 あわせて整備というか、当然区間の外ですから、ということなのですけれども、接続方はどうなるのだろうかということでも聞いたかったので、その溝の。U字溝の接続方はどうなるのでしょうかという接続です、その。

委員長 ちょっと整理させていただいて、この公図上で53の22と53の19、29、32、この一角でよろしいということですよ。いいですね。この部分のコの字の部分ですね。

道路整備課長 現地のほう、今度認定される道路につきましては両側側溝ということで考えておるのですけれども、今言われましたコの字

の私道については、まだ現地のほうを詳細に調査しておりませんので、どのような形で雨水の処理をしていいかというのは、これから検討させていただきたいと思います。

山本委員 では、あと1点だけ雨水の関係でお伺いします。

幹2号線方から直角に曲がっているところなのですが、これはちょっと地域の方からもご心配の声が来ていて、U字を両方に入れられるということで今ご答弁があったのですが、直角に曲がるということで、道路延長から考えて相当雨がまとまって降ればその部分であふれるのではないかというお話を心配される方がいらっしゃったものですから、ます等をきちっと入れていただけるのだろうかということで住民の方からもちょっとご心配の声があったもので、その辺のお考え、詳細これからというのは了解しておりますので、その辺の考え方についてお聞かせいただけますか。

道路整備課長 今度両側にU字溝を入れるということで、その流末、直角の部分なのですが、現在幹2号線に向かって24センチのU字溝が入っているのですが、そのクランク、直角の部分につきましては横断にU字溝を入れるとか、そういうことで雨水の処理に関してはやっぴいかなと考えております。具体的にまた詳細を調査してその辺は決めていきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第57号 市道路線の廃止について、議案第58号
市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第59号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第59号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第59号 市道路線の認定につきまして、提案の理由を申し上げます。

この市道C1264号線につきましては、私道について寄附を受け入れたことにより市道として認定するものであります。

なお、路線としては行きどまりでございますが、資料の一番後ろの公図写しを見ていただきたいのですが、路線といたしまして

は行きどまりでございますが、終点が市の公園に接しており、公園を介して市道C1242号線に通じております。通り抜けができ、安全上支障がないと認めますので、寄附を受け入れたものでございます。

路線の起点、終点等細部につきましては、資料をご参照いただきたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第59号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第60号 市道路線の廃止について

議案第61号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第60号 市道路線の廃止について、議案第61号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第60号、市道路線の廃止及び議案第61号、市道路線の認定につきましては関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げます。議案第60号で廃止いたします市道D3号線ほか9路線につきましては、都市計画法に基づく相互帰属により市が事業主の株式会社ユー・エス・エスへ帰属したこと及び関連する路線を整理するため廃止するものであり、議案第61号で認定いたします市道D3号線ほか7路線につきましては、事業主である株式会社ユー・エス・エスが都市計画法に基づき築造した道路を相互帰属により市へ寄附したこと及び議案第60号で廃止する路線の一部を整理し、再度認定するものであります。

この件につきましては、大変わかりづらいところがございますので、追加資料として今お手元にあります色刷りの議案第60号廃止路線の概要図及び議案第61号認定路線の概要に基づき説明をさせていただきます。まず、図面の見方でございますが、開発区域を斜線で囲ってあります。それと、関連する路線につきましては、廃止する路線と認定路線については同じ色で塗ってあります。

それでは、路線ごとに廃止と認定の理由に分けて説明をさせていただきます。議案第60号概要図の開発区域南側にあります深緑色の市道D 3号線、ちょっと大変見づらいのですが、この辺にございます。ここです。D 3号線は、この市道D 3号線を含んだ新設道路が議案第61号概要図のようにできましたので、水色の市道D 5号線との交差点部から、色はございませんが、市道F 160号線との交差点部分までを再度認定するものです。

続きまして、議案第60号概要図の開発区域南側にありますれんが色の市道D 4号線、それと西側にありますピンク色のD 8号線、北側にあります緑の市道F 162号線並びに紫色の市道F 163号線、さらに東側にあります黄色の市道F 169号線につきましては、路線の一部が開発区域へ帰属されたことに伴い、1度廃止いたしまして、議案第61号概要図のように残った部分につきましては再度認定するものでございます。

また、議案第60号概要図の開発区域中央部にあります黒色の市道D 6号線と西側にありますオレンジ色のD 9号線につきましては、路線の全部が開発区域の中にあり、すべて帰属されているため廃止するだけとなりますので、議案第61号概要図の認定路線の中にはございません。

続きまして、議案第60号概要図の開発区域西側にございます灰色のD 10号線につきましては、路線の一部が帰属されているわけですが、残った部分をそのまま再認定いたしますと、この路線と水色の市道D 5号線の2路線が行きどまり同士で路線の終点とな

ってしまいますので、議案第61号概要図のようにこの2路線を統合いたしまして、水色の市道D5号線として再度認定するものでございます。

最後になりますが、議案第61号概要図の開発区域北側にありますワインレッド色の市道F678号線につきましては、既存の市道がないところに新設された道路でございますので、新規に認定をするものです。

そのまま第61号をごらんいただきまして、なおこの開発に伴い拡幅されている道路が現地のほうにはあるにもかかわらず、議案のない路線として開発区域西側にあります無色のD13号線と東側にあります、やはり無色でございますが、市道F160号線の2路線がありますが、2路線とも起点、終点に変更がなく、路線の途中が拡幅されているだけでございますので、道路法第8条及び第10条に規定いたします議会の議決を経る案件とはならないため議案として提案はしておりません。これにつきましては、今後他の路線と同じ時期に区域変更として手続、公示等行っていくつもりでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員　今回払い下げと新たな形で寄附を受けて認定しているのかと思いますけれども、その面積的なものはどのくらいなのか。払

い下げする部分と市のほうに新しく認定される部分との。それと、ついでに単価もどの程度で払い下げるのか見通しもお聞きしたいのですが。

道路管理課長 相互帰属という開発に伴っての関係ですので、払い下げということはございません。単価というのは、まずございません。

それと、あと面積のことを申し上げますが、市からユー・エス・エスに帰属した面積でございしますが、2,542.01平方メートルでございします。それに対しまして、ユー・エス・エスから市のほうへ帰属された部分の面積につきましては2,604.75平方メートルでございします。ですから、若干市にいただいたほうが多いのかなというふうに思います。

石田委員 認定されるほうの第61号の関係でちょっとお聞きしたいのですが、この中で例えば車での通行が可能というか、というところはどれとどれですか。何か通れそうもないような道路もいっぱいあるのですけれども、こういった形でまず車での通行可能なのはどの路線ですか。

道路管理課長 それでは、では議案第61号の認定路線のほうの色刷りで説明いたしますが、幹56号線、藤宮道路のところから、まず先ほど私ワインレッド色と言いましたけれども、その市道F678号線、そこから幹56号線の起点、そこからまず入っていきます、車が。それで、そのまま南東へ向かいまして、そこへ行きますと丁字路にぶつかります。丁字路にぶつかって左側はけもの道ですので、通れませんので、右へ曲がります。右へ。ここは、今回開発され

て広がったところですから、ぶつかって右側へ曲がって、無色のところ。そのまま道を行って、今度深緑色のところでまた交差点になっておりますが、そこから真っすぐというのはやはりけもの道で通れませんので、今度これを右に曲がるわけです。右に曲がって深緑色の道をそのままクランクで、ちょっとがたがたになりまして、クランクになって走りまして、それでD13号線という無色、色は塗られておりませんが、このところへ車が通れます。通って、それで地番でいいますと、ちょっと小さいですが、3095の5という交差点の中の地番がありますが、そのこのところへぶつかる。ここの通りは、アウトレットの裏側の通りでございますので、そこにぶつかってくると。ですから、あとほかにいろいろ色が塗られているところございますが、基本的には畑道もしくは雑木林の中というような、そんな感じの道でございます。

石田委員 基本的には、そうすると大体外周を回れるという形になっているかなと思うのですが、今度新しく認定するほうのDの5号線ですか、この青い部分、特にこれについては通れないような状況なのですか。

道路管理課長 D5号線につきましては、いわゆる森の中というような状態でございますので、通れるような状況にはございません。

金子委員 この開発に伴うということなのですが、一般的に開発でいいますと、つけかえ道路というのですか、中にあった道路があるのかということ。ということで周りへどこかつけかえるという、そういう意味からこれはいつているのですか。そういうことは全然ない、この認定

された道路は。

道路管理課長　そういう意味だと思います。というのは、開発の中で道が、開発の区域の中に今まで現道あったそれがなくなるものですから、外周でそれをカバーするという意味だと思います。

金子委員　そうしますと、今の石田委員の答弁の中ですと、通れないところと通れるところがあるという話は、つけかえ道路でいくと全部通れるという意味でいいわけですよ。車が通れるという。そうすると、通れないというところは今この辺のけもの道なのだとすることは別に関係なくして、例えば市道D5号線一括になりますよね。その間の細いような絵柄があるではないですか。そういうところは、別に支障は来さないのですか。4メートルあるのですか。

道路管理課長　D5号線って水色のところだと思うのですが、これ自体は4メートルはございません。いわゆる狭い道です。もともとこの開発が起こる前からここにあった道路、いわゆる廃止路線の色刷りのほうの図面なのですが、これどれ一つとして車が通れるような道はないわけで、この中に開発ができて周りの外周道路ができた。もちろん藤宮道路、幹56は別でございましてけれども、その意味ではもともとのこの色刷り、塗ってあるところは車が通れない。それが今後開発によってぐるっと外周道路ができて、その外周道路は車が通れるよと。もともとあった道は、もとのまんまですから、これといって手は加えていないということでございます。

金子委員　そうしますと、D5号線の途中ですか、これでいきますと3095の2という土地がありますよね。それと、3093の1の間の道路というのは既存の道路があつて、そのまんまで認定をするということなのですか。それが開発としてかかるのであるならば、これも4メートルにすべきではないかなと私は思うのですけれども、その辺はいかがですか。もっとしますと、全体がぐるりと回れる中で3095の2、同一地主だかわかりませんが、その中を通る道もつけかえ道路とするのであるならば4メートル以上にするのが妥当ではないかなという感じがするのですけれども。

道路管理課長　今議案第61号の認定路線のほうの図面によろしいかと思うのですが、今金子委員さんがおっしゃいました3095の2というところが、いわゆるその筆だけでハッチング、斜線が引いてあると思います。それと、3093の1のほうは、またそこで斜線が引いてあると思います。今その間に挟まれた青いところなのですが、それは開発区域に入っていないということなのです。

委員長　暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時01分 再開

委員長　では、再開いたします。

建築指導課長　こちらの今ご質疑のあった道路につきましても、開発の段階では中に入っている道路と同等の位置づけということで協議はしていたのですけれども、本来中にある道路をつけかえて外周道

路をつくっていくということで、中にある道路については建築敷地になってしまうということの相互帰属を使っておりまして、この道路に関しましては隣地の関係等々がありまして、つけかえができないという状況もありましたので、今回開発区域からは除外しております。

それと、中心から2メートルセットバックしなくてはいけない道路というのは建築基準法上定められておりまして、山道といいますか、そういう道路は後退が必要な道路ではないので、今回その開発区域に隣接している部分についても後退義務等生じておりません。

金子委員 説明聞けばなるほどなという感じはするのですが、一見これだけの大きな開発で出てきた場合、そういうものも指導するのも役目かなという。ほか全部4メートル以上ありまして、車が全部可能だというお話なのですが、このところも4メートルにしていれば十分いつでも通行可能ということだと思えます。これは、やはりこれだけの開発業者が大きなものをやるとなれば、その辺の指導をしても決して無理な話ではないなという感じがするのですが、その辺まで詰めた話はあったのですか。

建築指導課長 その関係もございまして、この図面でいきますと、ですからDの13号線の部分につきまして4メートルで拡幅するような形で寄附をいただいております。ちょっと表現があれなのですが、今青い部分もございまして、これにかわるべき機能のものといまして、その緑の部分からアウトレットの裏のD466号

線につながるDの13号線が4.5でしたっけ、で拡幅整備されております。

金子委員 それで拡幅整備されているのはわかりました。しかし、さっき行きどまりの話も出たのではないですか。市道D5号線の関係がこれで、絵でいきますと行きどまっていけないのですが、拡幅しなくたっていいということになれば、これは行きどまり路線になってしまうということではないですか、D5号線の3098のところの角までは。ところ。絵でいきますと、ここからここまで4メートルで拡幅されていると。こっち方も4メートル以上で拡幅されていると。ここがけもの道の道路ですから、法律的にはセットバックしなくたっていいということはわかるのですけれども、そうするとこれは行きどまり道路になってしまうのではないのという感じ。

道路管理課長 今回の金子委員さんのほうからおっしゃったことは、このD5号線の青いところのこの部分は4メートルであるけれども、ここは4メートルではないということだというふうに今おっしゃったわけなのですが、これ大変絵の太さが、線がちょっと太いのかなと思いますけれども、このD5号線、こちらのほうは2.73メートルで、いわゆる今通れる状態ではございません。ですから、こちらの通りとこちらの通りは同じ太さの2.73。今議案第60号の資料の案内図のところ、右下に表がございます。上から3番目のところにD5号線というのがございまして、そこに起点、終点の地番が書いてあって、延長が書いてあって、そこに幅員

2.73メートルというふうに書いてあるわけなのですが、ちょっと大変不手際で申しわけございませんでした。この絵が、今ご指摘いただいたところ、ちょっと線が太く水色が塗ってしまっているのかな、もうちょっと細く塗ればよかったのかなという感じです。ですから、今ここは2.73で全部できていますので、車がもっとも通れる状況ではないということでございます。

石田委員 今の関係で、認定するほうはDの5が2.73から4.52と書いてあるのです。認定のほうが、4.52の部分は、Dのうちどこですか。

道路管理課長 この認定路線図の色刷りの図面でご説明申し上げますと、この水色の道路と深緑色のD3号線がぶつかったところ、ちょっと見づらくて申しわけないですが、色が青色になって交差しております。その部分です。

石田委員 これだけなの。

道路管理課長 そこです。その部分が広がっていると。いわゆる道路がこういうふうになくなった道路に対して昔の道がこういうふうに交わっていますので、この交差点の中という意味でございます。

山本委員 先ほどいただいた議案の説明の最後のところの今回認定に入っていないF160と、あともう一点どこでしたっけ。

〔(Dの13) と言う人あり〕

山本委員 Dの13ですね。そのあたりの説明が私不勉強で意味がわからなかったもので、もう一度ちょっとかみ砕いたお話をいただけるとありがたいと思うのですが。

道路管理課長　今回この今2路線につきましては、現場のほうは広がっていきまして、車が通れます。それで、議会で議決を経なければならないと言われていたものは認定並びに廃止ということで、これが道路法の第8条と第10条に書いてあるのですが、起点もしくは終点が変わる、変更になる、もしくは全く新しい道路は当たり前ですけども、もしくは全部なくしてしまうのはもちろんですが、そういった起点と終点が変わるものにつきましては議案として認定もしくは廃止をして再度認定しなければならないということになるのですが、起点と終点が変わらなくて主な経過地、全然方向が違っていけばまた違うのですが、経過地が変わらない場合においてはその途中で幅員が拡幅されたとしても、それにつきましては議会の議決を経るということは法文上どこにも書かれておりませんので、手前どものほうでそれにつきましてはここで議決をいただいたものと同じ時期に公告をし、縦覧をし等々をして法的な手続を今後とっていくということになります。そういったこととでございます。

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ討論を終結いたします。

これより議案第60号　市道路線の廃止について、議案第61号

市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第62号 市道路線の廃止について

議案第63号 市道路線の認定について

委員長　次に、議案第62号 市道路線の廃止について、議案第63号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長　それでは、提案の理由を申し上げます。

議案第62号で廃止いたします市道G295号線につきましては、当該路線に接する私道の寄附を受け入れたことにより路線を整理するため廃止するものであり、議案第63号で寄附を受け入れた道路と市道の一部を整理、統合いたしまして、市道G295号線として再度認定するものであります。なお、廃止する市道295号線の実質道路としての機能をしていない状況でありますところの残地部分につきましては、隣接地権者へいつでも払い下げができるように入間市公共物管理条例第2条に定義されております公共物、

いわゆる道路法の適用がない道路として管理をしていきます。

路線の起点、終点等細部につきましては、資料をご参照いただきたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わりにします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員　残地部分について払い下げをされていないということなのですが、隣接の地権者さん等と何かご事情がおりということなのでしょうか。経過があればお聞かせください。

道路管理課長　この寄附の申し入れがあった時点では、もちろんその現場のほうは原っぱというか、更地だったわけでございます。その時点でこの市道の隣接地を分譲している事業主さんに払い下げの交渉いたしました。ここの部分買っていただけないだろうかということをしたのですが、断られました。

〔(何で) と言う人あり〕

道路管理課長　まず断られました。その時点では、分譲、まだ家も建っていませんし、ですが、今現在は家も建って人も住んでいらっしゃるようでございますので、なるべく早い時期に今現在住んでいる方、北と南に2棟あるのですが、その方に交渉に当たりたいと思います。その方たちのご同意がいただければ、ぜひとも払い下げをさせていただきたいというふうに考えております。

委員長　囲うわけではないのですね、では。

道路管理課長 今現在その宅造業者のほうでちゃんと囲ってあって、ブロックとフェンスで。それこそ家庭菜園やるにはちょうどいいぐらいの土地がちゃんとフェンスで囲まれています。そういう状況で、現地のほうはすぐわかります。あっ、ここなのだなということ。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第62号 市道路線の廃止について、議案第63号 市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第64号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第64号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 この市道G642号線につきましては、事業主である株式会社アーネストワンが都市計画法に基づき築造いたしました道路が市へ帰属されたことに伴いまして、市道として認定するものでございます。

路線の起点、終点等細部につきましては、資料をご参照いただきたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第64号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第67号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち
所管のもの

委員長 次に、補正予算2件について審査を行います。

まず、議案第67号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

環境経済部長 それでは、補正予算のうち環境経済部所管のものについて
歳入歳出予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書10、11ページでございます。款8土木費、項3都市
計画費、目3公園費、節17公有財産購入費3,886万円は、大事業、
公園等整備事業、中小事業、用地取得事業としての予算を計上す
るものでございます。今回の補正予算は、土地所有者の2名のう
ちのお一人の方がお亡くなりになったことに伴い、相続の発生に
伴い、相続人から民間へ処分のため返還の申し入れがあったこと、

これにより協議をしまいましたが、防災上の観点及び地域のコミュニティの場としても必要性が高く、また地域住民からの要望も強く、地域の多目的広場として安定的な活用を図るため購入しようとするものでございます。なお、土地面積は約700平方メートルであり、また購入単価は今後鑑定評価に基づき地権者と協議して決定していきたいものでございます。

以上、提案の理由を申し上げ、終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第68号 平成22年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第68号 平成22年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

水道部長 議案第68号 平成22年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）の概要につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、豊岡配水場内の配水池から配水ポンプの間にある送水管の漏水事故に伴う修繕工事などの費用を新たに計上し、建設改良費の増額を行うものでございます。

第2条は資本的支出の補正で、資本的支出の既決予定額8億1,651万6,000円に9,345万円を増額し、補正後の予定額を9億996万6,000円とするものです。なお、この補正予算によりまして資本的支出額が9,345万円増額となりますので、損益勘定留保資金等で補てんする額については7億8,578万円となり、過年度分損益勘定留保資金3億2,789万4,000円等で補てんすることになります。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明書によりご説明申し上げます。2ページの平成22年度入間市水道事業会計予算実施計画に記載してあります資本的支出は、現在豊岡配水場内の破損した送水管を豊岡地域へ配水している高区側と黒須地域へ配水している低区側に分離する工事を行っていますが、この分離工事により修繕工事を実施しなければならない部分が高区側となることから、高区送水管更新工事を実施するための設計業務委託料735万円及び工事請負費6,510万円と配水場内における突発的な緊急工事が発生した場合に対処するための費用として2,100万円を新たに計上するものでございます。以上で補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、議案の審議に入る前に委員の皆様にご報告をさせていただきます。住民の皆様にご迷惑をおかけしております豊岡配水場の緊急修繕工事は、おかげさまで順調に工事が進んでおりまして、予定どおり今月の末日には完了の運びとなります。資料をご配付してありますように、豊岡配水場の豊岡低区へ配水する切りかえ作業が来月7月6日午後1時から切りかえが行われます。このお知らせは、黒須地区と牛沢地区の住民に今月6月15日の市報の配布と一緒に回覧をいたします。また、市のホームページと市報の7月1日号に掲載し、お知らせをいたす予定となっております。よろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

委員長 質疑に入る前にちょっとお伺いしたいのですが、今回は資料何もないのですか。図面も何も。前回低区の際には図面いただきましたよね。これだけの金額の工事するのに何にもないのですか。

水道工務課長 今回については、ちょっと準備のほうを今のところしていませんでした。申しわけございません。

委員長 用意できますか。

水道工務課長 ちょっとお時間いただければできると思いますので。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時29分 再開

委員長 会議を再開いたします。

水道工務課長 大変資料のほう不足して申しわけございませんでした。

では、今お手元に配付した図面に基きまして説明をさせていただきます。今回工事をやるものについてなのですが、この今現在この(1)、(2)に書いてあると思うのですが、(1)は豊岡低区送水管、これ今現在予算流用させていただいて行っている工事でございます。そして、今回お願いする工事が(2)の豊岡高区送水管の更新工事ということで、この部分の管のそっくり交換、取りかえを今回計画させていただいてございます。

下のほうから、配水池からずっと配管が来まして、ここの大きな横にある管、これが800の鋼管になります。配水池から来た水

をここで1度水圧、水量を安定させて各ポンプにそれぞれ管でまた入っていくと。そして、これがポンプによって圧送されて豊岡の高区の配水区域に配水される部分です。今回この流入の部分の大きな800の管、それとポンプに向かう吸い込み管という部分、この部分の交換です。前回総括質疑でもご説明したとおり、今回は防蝕等を考えて内外面にコーティングされた管、これを使わせていただきます。また、なおかつ外側の部分の800の部分の大きいところ、ここは配管ピットということで完全にここコンクリートの躯体で囲ってしましまして、雨水とか地下水が入らないように、なおかつこの中も換気できるように今回考えてございます。

工事の概要のほうは以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 工事の概要はおおむね了解というか、お伺いをいたしましたので、緊急工事費2,100万円なのですけれども、ご説明をお伺いして私もおんがらがつているのかもしれないので、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、一般的な緊急工事費の積み増しという理解なのか、この特定の送水管の更新工事に係る緊急工事を想定したお金なのか、その部分ちょっとご説明いただければと思います。

水道工務課長 ただいまのご質疑なのですけれども、このあくまでも2,100万円というのは今回の工事ということではなくて、ほかの配水場の何かこのようなトラブルがあったときに使えるようにと

いうことで持っていないと、やはり今回もこのようなトラブルがありまして、予算流用とか慌てふためいた部分もありますので、ほぼこれと同じような工事が想定できるぐらいの範囲ということで2,000万円。これ以上もし高額になるような場合でしたら、やはりそれは議会のほうに上程させていただいて、ご承認いただいてやるのが本来の筋道でありますので、一応今回はこの2,000万円ということで計上させていただきました。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第68号 平成22年度入間市水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

これで当委員会に付託された事件は、すべて議了いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午後 1時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 所管事務調査

委員長 これより所管事務調査として（仮称）4号公園地下調整池設置
工事現場視察を行います。

△ 閉会の宣告（午後 2時20分）

委員長 これで本日の日程がすべて終了いたしましたので、会議を閉じ
ます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 金 澤 秀 信